第６号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（　　2022年度）

住　　所　広島市中区東千田町２丁目９番

事業者名　広島電鉄株式会社
代表者名　代表取締役社長　椋田 昌夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ノンステップバスの導入	2022年度19両 導入予定	2022年度19両導入

②　乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車両設備の充実	乗車口へスロープ板を設置し車いす で円滑に乗降 を可能とし、車内に車椅子スペースと固定装置を配備する 。 バス停案内は音声と文字 情報で行い、乗務員との意思疎通については筆談具を車内に備える 。	実施済

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
バス車両へステッカーの貼付 優先席の明確化 混雑場所の人員配置	優先席座席の表示にピクトグラムを用いたステッカーを貼付する。 優先席付近の手摺・つり革の色を変え明確化 を図る 。 混雑の激しい広島駅、広島バスセンター等では人員を配置し、旅客支援のための充実を図る。	計画通り実施

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
バスロケーションシステムによる情報提供	スマートフォンなどからのＷｅｂ検索により、バスの接近情報とバスの車種（ノンステップバスワンステップバス）が確認できるバスロケーションシステムの提供を行う。	計画通り実施

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
障害に関する研修の実施	入社時において座学・体験を交えて、高齢者・障害者の対応から理解まで全般的な教育を実施する。 定期的に入社時に学んだ内容のリマインドに努める。	計画通り実施

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車外・車内へのステッカーの貼付	車外へは車いす、及びベビーカーの利用ステッカーを貼付し、車内へは優先席・ベビーカー・ヘルプマーク等のステッカーを貼付する。	計画通り実施

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

乗務員だけでなく、全社員に対してバリアフリーに対する理解度を高めるための活動を展開し、利用者のご意見を共有しながら障害者への社会進出に貢献しています。
自立訓練施設へバスと講師を派遣し、バス乗車体験会のお手伝いを行う予定でしたが、2020年度はコロナ禍で中止となりました。

（３）報告書の公表方法

ホームページへ掲載。

（４）その他

特になし。

Ⅱ　乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

（2023年３月31日現在）

	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数 計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数 計	スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの	公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数 計	基準適用除外認定車両数 計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	その他の車両数 計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	517	437	307	130				80	70		1	10		
年度内に供用を開始した車両数	22	21	19	2				1				1		
年度内に供用を廃止した車両数	15	13	4	9				2	2					
年度末車両数	524	445	322	123				79	68		1	11		

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
（２）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

（第６号様式）

注１．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
２．ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
３．ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
４．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち２及び３に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第２項第２号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
５．基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第１項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
６．公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち５に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
７．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
８．「中小企業者」とは、資本金の額が３億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
９．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。